

埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策・取引適正化方針

令和3年6月9日

埼玉県危機管理防災部化学保安課

第1 はじめに

近年は、液化石油ガスの販売事業者及び保安機関（以下「販売事業者等」という。）による保安対策の積み重ねにより、液化石油ガス関連の事故について、県内の事故発生件数は減少し、また死亡事故や人身事故のような重大な事故は発生しておらず、着実な改善が見られる。

しかし、全国では未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、ガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。さらに、高齢化や外国人の更なる増加、自然災害の多発化・激甚化など今後想定される環境変化に備え、より一層安全の高度化が求められている。

このため、令和3年4月、経済産業省産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会は、毎年国が定めていた「液化石油ガス保安対策指針」に代えて「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定した。

一方、県内では毎年、一般消費者等から300件近くの消費相談が寄せられており、ガス料金や設備の撤去費用等に関する相談も多い。このような状況を改善するためには、販売事業者等は法令に基づく対応はもとより、一般消費者等に対し、販売契約内容についてより分かりやすく丁寧に説明する必要がある。

以上のような背景から、県は一般消費者等がより安全かつ安心して液化石油ガスを使用できるよう、従前より毎年度策定していた「埼玉県液化石油ガス販売事業者等保安対策重点方針」に代えて本方針を策定し、販売事業者等に当該方針の推進を要請するものである。

第2 対象期間

令和3年度から令和7年度まで

なお、法令改正、事故発生状況又は液化石油ガス安全高度化計画2030の見直し等により新たな保安対策等が求められる場合は、必要に応じて改正するものとする。

第3 販売事業者等の保安対策及び取引適正化の取組の推進

1 一般消費者等起因事故対策

(1) CO中毒事故防止対策

ア 業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発

業務用施設等について、業務用施設等のオーナーや管理者に対し次の周知・啓発を実施する。

- (ア) 燃焼機器やダクト、フード等の給排気設備のメンテナンスと警報器の設置を促進すること。
- (イ) 従業員に対して消費機器使用時の換気の重要性・警報器作動時の対応について周知・啓発すること。
- (ウ) 建物外壁の塗装工事等を行う請負事業者に対して塗装養生時の注意事項（給排気口の閉塞防止、閉塞作業時の居住者への通知徹底）を周知すること。

イ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進

販売事業者等は、飲食店等の業務用厨房施設や、学校や福祉施設等の業務用施設の関係者に対して、CO発生のメカニズム及びCO中毒の危険性について説明し、適切な換気の実施や設備の定期的な清掃及び保守管理を徹底させる。

また、業務用換気警報器やCO警報器の普及促進と機能維持に努める。

ウ 安全型機器及び設備の普及

- (ア) 湯沸し器、風呂釜等の家庭用燃焼器について、非安全型機器の撲滅に向けて不完全燃焼防止装置機器取替え促進や従来の燃焼器に比べて環境・安全面で優れる製品の普及を促進する。
- (イ) 安全装置を具備した業務用厨房機器の普及促進に加えて、警報器の一層の普及等、各種対策による安全の多重化を図り、システム全体としての安全高度化を推進する。

(2) ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策

ア 安全な消費機器等の普及促進

- (ア) 一般家庭においてSiセンサーコンロ等の更なる普及拡大等、安全機能が向上した燃焼器の普及を促進する。
- (イ) 業務用施設に関して、立ち消え安全装置等の義務化も踏まえた安全な業務用燃焼器の普及を促進する。
- (ウ) 平成29年から使用が禁止された「安全アダプター」、「両端迅速継手付ゴム管」、「両端迅速継手付塩化ビニルホース」及び「両端ゴム継手付塩化ビニルホース」について、消費設備調査等の機会を捉えて同製品の使用実態を確認し、できる限り早期の撤去又は法令適合製品への取替えを一般消

費者等に周知するとともに、経過措置期限である令和4年4月1日以降に同製品が使用されることのないよう適切な措置を講ずる。

イ 周知等による保安意識の向上

次の事項について一般消費者等への周知・啓発を徹底する。

- (ア) 燃焼器の正しい操作方法・安全な使用方法
- (イ) ガス栓や接続具の正しい接続方法
- (ウ) ガス警報器の正しい接続
- (エ) 長期使用していないガス機器の取り扱い
- (オ) 自然災害に際して、一般消費者等が避難する際の注意事項

なお、周知にあたっては外国人の増加や高齢者世帯の増加など一般消費者等の多様化に合わせて、多言語化や具体的でわかりやすい事故事例による説明など周知方法に工夫を凝らし、一般消費者等の安全に対する理解の裾野を広げる。

ウ 誤開放防止対策の推進

次の誤開放防止対策を促進する。

- (ア) ガス栓のつまみ部分に被せる「ガス栓カバー」の適切な設置
- (イ) ホース口に被せる「ゴムキャップ（検定品）」の適切な設置
- (ウ) 末端ガス栓には、原則としてつまみに押し回し機構（ロック機構）がある「可とう管ガス栓」を採用

エ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等

ガス警報器の設置の促進及び期限管理に取り組むとともに、重大事故の発生リスクの高い一部の業務用施設等においてはガス警報器とガスメータを連動させたシステムの普及を促進する。

オ 消費設備調査の高度化

消費設備調査について下記の対応を行うことにより、消費設備調査の精度を高める。

- (ア) 消費設備調査を遺漏なく確実に実施
- (イ) 調査拒否・不在等の一般消費者等に対して、事前連絡による承諾や時間や曜日をずらす等の工夫により調査実施率を向上
- (ウ) 調査結果の記録について業務主任者等による二重チェックを徹底
- (エ) 消費設備調査の結果、配管・機器の設置状況等の改善を要する事案にお

いて一般消費者等の理解が得られない場合は、再調査及び再調査後の通知等を通じて、改善の必要性を丁寧に説明

カ リコール対象製品等への対応

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、経済産業省が公表しているリコール対象製品等の情報を定期的に確認し、一般消費者等に情報提供する。

また、空き部屋等も含め、リフォーム時や点検・調査時に遺漏のないようリコール対象製品の確認を行う。

2 販売事業者起因事故対策

(1) 設備対策

ア 供給管・配管の事故防止対策

- (ア) 供給管・配管の工事を行う際は、施工後に漏えい状況の確認等を確実に実施する（ガスメータ・調整器交換時含む）。
- (イ) 工事を外部に委託する場合にあっては、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより工事を適切に監督する。
- (ウ) 飲食店等の業務用厨房施設などで多湿の使用環境が予想される箇所に配管施工する場合にあっては、適切な配管材料を使用するなど腐食防止の観点に十分配慮し、正しい施工の徹底を図る。
- (エ) 白ガス管の埋設管がある場合は、漏えい試験を毎年確実に実施し、漏えい検知装置の普及促進を図るとともに、腐食しにくいポリエチレン管（PE管）等への取り替えを促進する。
- (オ) 一般消費者等からの漏えいの通報時や警報器の発報時には、ガス検知器や漏えい試験等により、漏えいの有無の確認・漏えい場所の特定を確実に実施する。

イ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理

調整器、高・低圧ホース、警報器、マイコンメーター等の機器の期限管理及び期限内の交換を徹底する。

これらの機器の交換に際しては、ガス放出防止機能を有するものにするなど、より安全性の高い製品の普及を図る。

ウ 軒先容器の適切な管理

充てん容器の配達員は、容器の交換作業にあたり作業手順を遵守し、作業終了後の漏えい検査及び接続部の劣化確認等を確実に行うとともに、漏えい検知装置の警告表示を確認する。

充てん容器等が長期にわたって放置され、容器の腐食による漏えいが発生しないよう空き家をはじめ供給先での不要な充てん容器等の有無を定期的を確認するとともに、不要な充てん容器については速やかに撤去する。

また、無人となることが多い施設にあっては、容器のチェーン等の施錠など盗難防止対策に努める。

(2) その他事故防止対策

ア 他工事事務事故防止対策

一般消費者等に対して敷地内での工事について販売事業者等あて事前通知するよう周知・啓発活動を実施する。

また、一般消費者等から工事の事前通知があった場合には、他工事事業者との打合せや立会等により埋設配管損傷や酸欠といった事故等の防止に努める。

イ 質量販売に係る事故防止対策

販売事業者等による配管接続をはじめとする法令遵守の徹底はもとより、カップリング接続、ガス栓の設置、不要となった容器の速やかな引き取り、契約時の使用形態を変更しないように促すなどできる限りの自主保安による設備対策等を行う。

また、緊急時の対応についても周知を徹底する。

ウ バルク貯槽等の告示検査対応

バルク貯槽等の告示検査（以下「20年検査」という。）の期限を迎えるに際し、検査又は更新に向けた計画を策定し、期限に余裕をもって対応する。

また、自社の従業員のみならず、20年検査への対応に関係する工事事業者、運送事業者等に対し、LPガス事故防止に努めるよう保安教育を積極的に実施して、労働災害や重大事故の発生を防止する。

検査実施にあたっては、バルク貯槽の搬出作業時における安全性を向上させるため、販売事業者は、充てん事業者及び一般消費者等との連絡を密に取り合いながら、工事日までに計画的な消費調整を行うことにより、バルク貯槽内の残留ガスをできる限り減らすよう努める。

3 自然災害対策

(1) 災害に備えた体制構築

県又は市町村が開催する防災訓練に積極的に参画するとともに、地域の自治会等とも共同した訓練の実施を目指す。

(2) 迅速な情報把握

災害発生後の液化石油ガス供給の早期復旧復興に備え、液化石油ガス事業者等は予め顧客情報、設備情報、液化石油ガス保安に関する情報についてクラウド等を活用するなど、情報の保全に努める。

また、国、都道府県、都道府県協会等への報告がスムーズに行えるよう、定期的な通報訓練等の実施を図る。

(3) 容器の転倒・流出防止対策

法令の他、「L P ガス災害対策マニュアル」、「L P ガス設備設置基準及び取扱要領」等を踏まえ、下記のとおり一般消費者等の容器（空容器を含む。）の転倒・転落・流出防止措置を徹底する。

特に、市町村が公表する内水及び洪水のハザードマップにおいて河川氾濫等による浸水、水害の恐れがある地域の一般消費者等については、ガス容器の流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

- ア 新設又は取り替え時等におけるガス放出防止型高圧ホース等の設置
- イ 鎖又はベルトが容易に外れにくい取付け金具の設置
- ウ 鎖又はベルト等の二重掛けの推進
- エ ベルト等の緩み防止の徹底
- オ 容器プロテクター掛けの徹底

(4) 一般消費者等への災害発生時の対応の周知

災害発生時に一般消費者等がとるべき次の対応について日頃から広報活動に努める。

- ア 自分の身を守り、安全を確保する。
- イ 器具栓・元栓を閉止し、その他の火気を始末する。
- ウ メーターガス栓及び容器バルブを閉止する。

4 保安基盤の整備

(1) 保安管理体制

ア 経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価

販売事業者等の経営者等は、保安組織体制の構築及び保安関連予算の確保等について社内外への明示を図る。

また、現場の実態に応じて異なるリスクを把握・認識し、適切な対策・改善を継続して実施する「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク管理の徹底を図る。具体的には、販売事業者等は、「自主保安活動チェックシート」を活用した自主保安活動の自己診断を行うことにより、自らの自主保安の状況を客観的に認識し、保安レベルの向上に活用する活動を継続して行う。

イ 保安業務の確実な実施

販売事業者等は、保安業務を計画的に実施するとともに、保安業務を委託している場合、保安機関による保安業務の実施状況及び結果について確実に確認する。

保安業務を受託した保安機関は、保安業務の結果を確実に委託元の販売事業者へ通知する。また、事業譲渡を受ける場合は、譲渡前の保安状況（配管等の設置状況等を含む。）を事前に確認し、保安業務遂行のための人員、日数等を確保しつつ、円滑かつ確実に業務を引き継ぐことにより、事業譲渡時の安全管理を確実なものとする。

ウ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施

保安教育を的確に実施する体制を構築する。

また、年間保安教育計画を策定し、保安教育を従業員に対して確実に実施するとともに、業務主任者には規定の講習を受講させ、保安の確保を図る。

さらに、行政、第三者機関及び業界団体等が開催する保安講習会に積極的に参加するよう努める。

(2) スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化

集中監視の一層の普及を図るとともに、認定販売事業者制度の取得の推進を図ることで保安の高度化を目指す。

なお、集中監視を普及させていくうえで、集中監視センターにおけるサイバーセキュリティ対策を行い、安全を確保するとともに、個人情報保護対策を徹底する。

また、保安業務等を委託している場合は、委託先のサイバーセキュリティ対策の確保状況をあらかじめ確認する。

5 料金透明化の取組

(1) 標準的な料金メニューの公表

料金メニューや平均的な使用量に応じた月額料金例をホームページ又は店頭の見やすい場所に掲示し、もしくは店頭で料金表を配布等することにより一般消費者等に公表する。

(2) 法第14条の規定に基づく書面の交付

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第14条に基づく書面の交付時に、一般消費者等に対して次の事項を説明し、説明を行った旨の確認のため、当該書面に一般消費者等の署名を得るよう努める。

ア 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明

イ 供給設備及び消費設備の所有関係

ウ 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

エ 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

オ 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

(3) 請求時における料金算定根拠の明示

請求書には料金算定の根拠ごとに金額を記載する。

(4) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知

液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（平成29年2月22日）に基づき、一般消費者等と締結した液化石油ガス販売契約に基づく液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前までに、一般消費者等に対して通知する。

埼玉県液化石油ガス事業者等保安対策・取引適正化方針

参 考 資 料

1 液化石油ガスの事故発生状況

(1) 発生件数と死傷者数の推移 (CO中毒・酸欠事故を含む。以下同じ。)

| | 平成 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 |
|----------------|------------|------|------|-----------|-----|
| 全国 (件) | 140 | 195 | 212 | 202 | 192 |
| B級事故*以上 (件) | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 死亡者 (人) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 負傷者 (人) | 52 | 50 | 46 | 32 | 29 |
| 埼玉県 (件) | 9 | 14 | 12 | 21 | 13 |
| B級事故*以上 (件) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 死亡者 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 負傷者 (人) | 2 | 0 | 5 | 2 | 2 |

(備考) 全国は「暦年」、県内は「年度」で集計。

※ 次のいずれかに該当するもの。

- ・ 死者1名以上4名以下のもの。
- ・ 重傷者2名以上9名以下のもの。
- ・ 負傷者6名以上29名以下のもの。
- ・ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満）が生じたもの。
- ・ その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が多数含まれている場合等）について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きいと認められるもの。

(2) 事象別事故件数の推移

(単位：件)

| | 平成 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 |
|------------|------------|------|------|-----------|-----|
| 全国 | 140 | 195 | 212 | 202 | 192 |
| 漏えい | 85 | 114 | 148 | 147 | 143 |
| 漏えい爆発等 | 27 | 43 | 33 | 26 | 20 |
| 漏えい火災 | 19 | 35 | 24 | 29 | 29 |
| CO中毒・酸欠 | 9 | 3 | 7 | 0 | 0 |
| 埼玉県 | 9 | 14 | 12 | 21 | 13 |
| 漏えい | 3 | 11 | 6 | 18 | 7 |
| 漏えい爆発等 | 6 | 2 | 3 | 1 | 2 |
| 漏えい火災 | 0 | 1 | 2 | 2 | 4 |
| CO中毒・酸欠 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

(備考) 全国は「暦年」、県内は「年度」で集計。

(2) 発生件数の推移（発生原因別）

ア 全国

(単位:件)

| | 平成 28年 | 29年 | 30年 | 令和 元年 | 2年 |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般消費者等起因 | 45 | 54 | 68 | 57 | 39 |
| 点火ミス、立ち消え | 16 | 19 | 18 | 16 | 8 |
| 不適切な使用 | 20 | 14 | 12 | 3 | 5 |
| 誤開放 | 3 | 7 | 10 | 16 | 9 |
| 一般消費者等及び販売事業者等起因 | 0 | 3 | 2 | 2 | 8 |
| 販売事業者等起因 | 30 | 43 | 31 | 44 | 44 |
| 腐食等劣化 | 14 | 14 | 18 | 19 | 18 |
| 工事ミス、作業ミス | 7 | 17 | 7 | 13 | 10 |
| 容器交換時の接続ミス | 8 | 6 | 3 | 2 | 6 |
| その他事業者起因 | 41 | 61 | 54 | 66 | 67 |
| 設備工事業者 | 2 | 11 | 3 | 1 | 3 |
| 充てん事業者 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 他工事事業者 | 34 | 49 | 48 | 58 | 52 |
| 器具メーカー | 3 | 0 | 3 | 5 | 12 |
| 雪害等の自然災害 | 8 | 12 | 34 | 9 | 1 |
| その他 | 3 | 5 | 11 | 0 | 8 |
| 不明 | 13 | 17 | 12 | 24 | 25 |
| 合計 | 140 | 195 | 212 | 202 | 192 |

(備考) 全国は「暦年」で集計。

イ 埼玉県

(単位：件)

| | 平成 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 |
|-------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般消費者等起因 | 5 | 2 | 4 | 1 | 1 |
| 点火ミス、立ち消え | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 不適切な使用 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 誤開放 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 一般消費者等及び販売事業者等起因 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 販売事業者等起因 | 0 | 4 | 3 | 5 | 5 |
| 腐食等劣化 | 0 | 4 | 2 | 1 | 2 |
| 工事ミス、作業ミス | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| 容器交換時の接続ミス | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| その他事業者起因 | 4 | 7 | 5 | 9 | 6 |
| 設備工事業者 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 充てん事業者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他工事事業者 | 3 | 7 | 5 | 8 | 5 |
| 器具メーカー | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 雪害等の自然災害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 不明 | 0 | 1 | 0 | 5 | 1 |
| 合計 | 9 | 14 | 12 | 21 | 13 |

(備考) 県内は「年度」で集計。

(3) 県内事故の主な原因

ア 一般消費者等起因

- ・ 風呂釜の着火不良時に点火作業を繰り返し行い、未燃ガスが滞留したことにより引火、爆発。
- ・ 使用中のガスファンヒーターの移動によってガス接続口からガスコードが抜け、漏えいしたガスに引火。
- ・ 調理室でガス式大釜を使用の際、大釜のプロワーバーナーのヘッド部分を誤って取り付けたことにより不完全燃焼が起こり、一酸化炭素中毒が発生。

イ 販売事業者等起因

- ・ 供給設備工事や容器交換時に、L P ガス容器、高圧ホース、ガスメーター等の接続部に緩みが生じたことによりガスが漏えい。
- ・ 小規模導管供給におけるガス管工事時に、誤開放によりガスが漏えいし、火災が発生。
- ・ 埋設配管からのガス漏えい及び当該漏えい通報時の保安機関の漏えい調査不足が重なったことにより、建物内に漏洩したガスが滞留し、爆発が発生。
- ・ 埋設配管の腐食によりガスが漏えい。

ウ その他事業者起因

- ・ 解体工事業者、水道工事業者、下水工事業者、リフォーム工事業者等による工事で配管を損傷し、ガスが漏えい。
- ・ 造園業者等による草刈り作業で配管を損傷し、ガスが漏えい。

2 液化石油ガスの盗難・喪失件数の推移

| | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|----|---------|------|--------|
| 県内 | 9 | 17 | 16 |

(備考) 盗難・喪失については、平成 30 年度から報告対象となったため、平成 29 年度以前の件数については未集計。